

岡山県立大学と総社市との連携協力に関する協定書

岡山県立大学と総社市は、相互の発展に資するため、保健、福祉、産業、環境、教育、文化、まちづくり等の分野において協力するために協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、人的交流及び知的・物的資源の相互活用その他連携協力を推進することにより、それぞれの活動の充実を図るとともに、地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 両者は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

- (1) 人的交流の促進
- (2) 知的・物的資源の相互活用
- (3) 地域産業振興のための事業の実施
- (4) まちづくりのための事業の実施
- (5) その他両者が協議して必要と認める連携協力

(連絡調整窓口)

第3条 前条の連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、両者に窓口を設置し、連携協力を進めるにあたり必要な連絡調整を行う。

(経費)

第4条 この協定に基づく連携協力の実施に要する経費は、原則として両者においてそれぞれ応分に負担することとする。

(その他)

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、両者が協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、署名押印の上、各自1通を保持する。

平成20年2月20日

岡山県立大学長 三 宮 信 夫

総社市長 片 岡 聡 一

立会人

総社市議会議長 中 村 吉 男